

芦屋町定住促進奨励金制度創設

今、芦屋町で住宅を  
取得すると3年間で

最大 **45** 万円の  
奨励金を交付します！

平成25年1月2日→令和9年1月1日取得分



# 芦屋で暮らす

玄海国定公園に臨む海岸線、町の中央部を流れる遠賀川河口の古からの港町の風景が脈々と続く自然と文化と歴史が共存している芦屋町。

芦屋町は、北九州、福岡の通勤圏内としての機能を併せもち、下水道普及率 99.9% など快適な住環境の提供はもちろん、子育て支援、学力向上、規範意識の向上などをはじめとした教育行政に力を入れており、誰もが安心して暮らせる住みよいまちづくりを進めています。

制度

芦屋町定住促進奨励金制度創設しました！

芦屋町では人口減に歯止めをかけ、活力あるまちづくりを進めるために、北九州地区初となる「芦屋町定住促進奨励金制度」を創設しました。

対象者

平成25年1月2日～令和9年1月1日までに  
町内で戸建住宅を取得した方で新たに  
固定資産税が課税された方

その他には、取得した住宅に居住し住民登録があること、管轄する自治区に加入していること、世帯全員の町税等に滞納がないこと、など。

交付額

各年度 15 万円分を限度とし、  
最大 45 万円分の商品券を交付

対象住宅・土地に対し、新たに固定資産税が課税された年度から3年間、それに相当する額を芦屋町商工会が発行する商品券で交付します。

※併用住宅（店舗兼住宅等）は居住部分の面積に相当する額。

対象住宅

新築、購入、建て替えで取得した  
町内の専用住宅・併用住宅（店舗兼住宅等）

※併用住宅は居住部分のみ対象となります。

対象土地

対象住宅取得のために購入した土地

土地のみを対象に奨励金を交付することはできません。ただし、住宅取得の日から遡って1年以内に先行取得した土地は対象となります。また、面積が330㎡を超える部分は対象外となります。

交付期間

固定資産税が初めて課される年度から3年間

取得日	交付期間	取得日	交付期間
R5.1.2～R6.1.1	R6～8年度	R6.1.2～R7.1.1	R7～9年度
R7.1.2～R8.1.1	R8～10年度	R8.1.2～R9.1.1	R9～11年度

参考例：令和6年1月2日～令和7年1月1日に取得した場合

		申請手続き後…		
		固定資産税相当額の商品券を交付		
芦屋町内にて		奨励金交付	奨励金交付	奨励金交付
住宅取得		固定資産税	固定資産税	固定資産税
R6 1 年 月	R7 1 年 月	R7年度	R8年度	R9年度

問い合わせ

芦屋町役場 環境住宅課 住宅係  
〒807-0198 福岡県遠賀郡芦屋町幸町2番20号

TEL | 093-223-3540 | FAX | 093-223-3927

※詳細は町ホームページでご確認ください。



# 定住促進奨励金の申請から交付まで

住宅を取得し、1回目の奨励金の交付を受けるまでの手順を示したものです。2年目、3年目も毎年申請が必要となります。

## 申請に必要な書類



- ① 芦屋町定住促進奨励金交付申請書
- ② 自治区所属証明書
- ③ 取得した土地及び住宅の登記事項証明書（写し可）
- ④ ア) 建築基準法に基づく検査済証の写し（新築・建て替えの場合のみ）  
イ) 売買契約書の写し（購入の場合のみ）  
※③、④は初年度申請時のみ

芦屋町内で住宅を取得。

翌年

4月

固定資産税の課税資産明細書が送付されます。

※固定資産税の納税通知書に同封されています。

9月 末

対象の方には申請書を送付します。

必要書類をご確認ください。

10月

申請書を提出。

申請交付期間にご注意ください。

翌々年

3月 中旬

奨励金交付の決定を通知します。

税等の滞納がある、又は世帯内に暴力団関係者がいる場合は奨励金の交付はできません。

請求書を提出。

請求書は交付決定書に同封します。

3月 下旬

奨励金(商工会商品券)をお渡しします。

環境住宅課に請求書を提出時にお渡しします。